

ジャパン・フライフィッシャーズ会則

設立 1981年1月1日
(1981年1月1日 JFF規定第1号)
改正 1993年2月 7日
改正 1994年5月24日
改正 2004年6月10日
改正 2008年5月 1日
改正 2014年2月 9日
改正 2017年2月12日
改正 2017年11月22日

前 文

この会に集うところの私たちは —
釣りの一方法であるフライフィッシングが、自然を深く理解するのに適し、アウトドア・レクリエーションとしても、優れた形態を備えている価値のある行為と信じています。

この会に集うところの私たちは —
真のスポーツマン・シップを尊重する精神と、それを表明する多くの活動をとおして、すべての釣人に広く理解を得、フレンドシップを深めることが可能だと考えています。

この会に集うところの私たちはさらに —
スポーツ心を基盤にしたフライフィッシングが、私たちの国土と広く地球全体の釣り資源とその環境の保全を推進するのに役立つものであると確信しています。

フライフィッシングを通してのコミュニケーションの確立、それこそ私たちが求めるものなのです。

第一条 名 称

この会は「ジャパン・フライフィッシャーズ」と呼び、JAPAN FLYFISHERS あるいは JFF と書くこともある。

第二条 目 的

本会は多くの遊魚手段の中でも多大な喜び、楽しみを享受することのできるフライフィッシングの技術と知識の発展および科学、芸術、スポーツ性を開発、促進することを目的とする。

また、フライフィッシングには、対象魚種の存在が不可欠でありその資源および自然環境の保全を推進することを目的とする。

さらに、フライフィッシャーの礼節、清廉の気風を高め、釣り人相互の心の結び付きを強めるための理想の交換、伝達の間作りを目的とする。

第三条 事業

第二条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会報「TIGHT LINES」を定期的に発行する。
2. フライフィッシング、フライタイイング、フライキャストイングの伝統的および最新の技術と知識の育成、対象魚種の保全思想の普及のための行事を開催する。
3. フライフィッシングを発展・促進させるために必要と考えられる出版物などの制作配布を行う。
4. 国の内外を問わず、フライフィッシングの知識およびその環境について研究・調査する。
5. 野性対象魚を保護するための施策について研究・調査する。
6. 他のフライフィッシング団体、スポーツ団体および河川や自然環境保全団体と連絡をとり、情報を交換し、必要な場合は、共同活動する。
ただし、会員の政治的立場は自由なものであり、その活動を妨げるものではない。
7. 以上の他、会の目的達成のために必要な事業を行う。

第四条 会員

1. 正会員

本会はメンバーシップによる非営利法人組織であり、会の目的に賛同し、事業活動をするところの個人会員によって構成される。

2. 名誉会員

本会の目的に照らし、友人たるにふさわしいと認められる場合、ヘッド・クォーターが当該会員を名誉会員に指名することができる。名誉会員は、必ずしも会費の納入を要しない。

3. 会費（年会費）

会員は、会費を会に納入するものとする。会費は会の活動を円滑なものとするために管理活用される。ただし、会員が年度途中で退会しても会費は払い戻されない。

4. 入会

入会希望者は、会が定める所定の手続きにより必要事項を記入し、会費を添えて申し込むものとする。

5. 特典

会員は会員証、ワッペンおよび会報「TIGHT LINES」年2回の配布を受け、また寄稿の権利を得、本会各種催しに優先参加できる。

さらに会員は、用意された公認グッズを優先購入できる。

6. 永年会員表彰

本会の趣旨を理解し、永きにわたり会員として在籍し、本会に貢献した会員に対して永年会員表彰を行う。永年会員表彰の対象は、会員として在籍した累計年数、10年、20年、30年、40年とする。

表彰に関しては、毎年開催される総会にて行う。

7. 罰則

本会の会員としてふさわしくない非行があると認められる場合においては、ヘッド・クォーターで検討し、会員資格の停止、もしくは終了を通告する場合がある。

第五条 会 計

1. 予算

本会の予算は、会費、寄付金およびその他の収入を原資とし、経費は別に定める区分に従って支弁される。

2. 会計年度

会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年とする。

3. 口座管理は財務・会計担当者に一任する

第六条 組 織・運 営

1. 会 長

会長は会を代表し、会務を総理する。

会長はヘッド・クォーターが選出し、総会の了解を得る。会長は 2 名とし、指名された 2 名は、CO-CHAIRMAN、すなわち、共同会長として、その責務を共同して遂行する。

2. ヘッド・クォーター（HQ）

会の基本的な運営を円滑に進めるためにヘッド・クォーターを設置する。

ヘッド・クォーターは以下の機能を果たす。

1) 一般庶務

2) 会計

3) 会報、その他の刊行物の企画、編集、出版

4) 渉外およびイベントの企画、運営

5) 放流研究、自然環境の保全と活用にかかわる事業

6) フライフィッシングの普及、会員の獲得および教育

7) 会の国際化に対する対応

8) その他委員の欠員、補充、交替がある場合はヘッド・クォーターが会員より募り、決定する。

3. 監事

本部会計の監査を行う監事を置く。

4. 事務局

ヘッド・クォーターは、必要に応じ一般庶務機能を委嘱する。

事務局は東京都港区東新橋 2-18-3(株)MG ソリューション内に置く。

5. コンタクト・パーソン（CP）

会員相互の意志疎通促進のため、各地方に適宜コンタクト・パーソンを置く。

6. シニア・アドバイザー

会長は、会員のなかから豊かな見識と経験を持つシニア・アドバイザーを選出し、会の運営について意見を聞くことができる。

7. 名誉会長

会の運営に尽力した会長であって、会の発展のために特に功績があったと認められる場合、ヘッド・クォーターは当該会員を名誉会長に指名することができる。名誉会長は会の運営について意見を述べるることができる。

8. 任期

会長、ヘッド・クォーター、コンタクト・パーソン、シニア・アドバイザー、監事に関し、その任期限度は特に定めない。必要に応じてヘッド・クォーターが検討する。

9. 会合

総会（アニュアルミーティング）は、ヘッド・クォーターの決定に基づき、年に一度開催される。
ヘッド・クォーターミーティングは、月に一回開催される。
シニア・アドバイザーミーティングは会長が招請する。

第七条 補 足

(1) 本会の活動のために、別に会則を補う JAPAN FLY FISHERS MANUAL を定める。
MANUAL は、年度毎に見直す。

2) 本会則の定めのない事項が発生した場合には、ヘッド・クォーターの決定による。

付 則

(JFF 発足の年月日暫定とする)

この会則は 1981 年 1 月 1 日より施行

付 則

(1993 年 2 月 7 日改正)

この会則は 1983 年 2 月 7 日より施行

付 則

(1994 年 5 月 24 日改正)

この会則は 1994 年 5 月 24 日より施行

付 則

(2004 年 6 月 10 日改正)

この会則は 2004 年 6 月 10 日より施行

付 則

(2008 年 5 月 1 日改正)

この会則は 2008 年 5 月 1 日より施行

付 則

(2014 年 2 月 9 日改正)

この会則は 2014 年 2 月 9 日より施行

付 則

(2017 年 2 月 12 日改正)

この会則は 2017 年 4 月 1 日より施行

付 則

(2017 年 10 月 30 日、11 月 22 日改正)

この会則は 2018 年 1 月 1 日より施行

付 則

(2023年8月1日改正)

この会則は2023年8月1日より施行